

平成 27 年度早期退職者の募集について（募集実施要項）

平成 27 年 4 月 6 日

経営管理部人事課

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（富山県職員等退職手当支給条例（昭和 37 年富山県条例第 52 号）第 9 条の 3 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

平成 28 年 3 月 31 日現在で 45 歳以上の職員のうち、以下①から④に該当しないもの

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③平成 28 年 3 月 31 日の定年退職予定者
- ④募集開始日において懲戒処分を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

2. 募集の期間

平成 27 年 4 月 8 日（水）午前 10 時から平成 27 年 6 月 30 日（火）午後 5 時まで（必着）

3. 退職すべき期日

平成 28 年 3 月 31 日（木）

ただし、特段の事由があると認められる場合には、この限りではありません。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあります。

4. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長を経由して人事課に提出してください。（所属長は、各部連絡課を通じて人事課に提出してください。）
- ② 選定後、9 月末日までに認定又は不認定の通知書を交付します。
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式 2）を提出すること。

5. 退職手当の特例措置

勤続20年以上の職員に限り、退職手当について、定年と退職の日における年齢との差に相当する年数1年につき3%を割増し（退職時59歳に限り2%の割増し）

[退職時年齢別の割増率]

年齢	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
割増率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%
年齢	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	
割増率	21%	18%	15%	12%	9%	6%	2%	

[参考：退職手当の計算方法]

退職手当 = 退職手当の基本額(a) + 退職手当の調整額(b)

(a)退職手当の基本額 = 退職時の給料月額 × 支給率 × 割増率

※支給率については、退職日現在の支給率を適用

(b)退職手当の調整額 = 調整月額を高い方から60月分合計した額

※調整月額とは、在職期間を職の職制上の段階、職務の級等を考慮して月ごとに10の区分に分類し（下表参照）、区分に対応する額のことです。

勤続20年以上の本募集の対象者に限り割増し

区分	適用者		月額	勤続10年以上24年以下の自己都合
第2号	行10級相当		70,400円	35,200円
第3号	行9級相当	部長級	65,000円	32,500円
第4号	行8級相当	次長級	59,550円	29,775円
第5号	行7級相当	室長級	54,150円	27,075円
第6号	行6級相当	課長級	43,350円	21,675円
第7号	行5級相当	補佐級	32,500円	16,250円
第8号	行4級相当	係長級	27,100円	13,550円
第9号	行3級相当	主任級	21,700円	10,850円
第10号	行2級以下相当		—	—

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（任命権者） 平成27年 月 日
 富山県知事 石井 隆一 殿
 応募申請者 ㊟

私は、富山県職員等退職手当支給条例第9条の3第3項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	平成27年4月8日から 平成27年6月30日まで
退職すべき期日 又は期間	平成28年3月31日
備考	

（注）「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名			所属
			職名
級号給	給料表 []		級 号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）平成27年4月1日現在で記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(任命権者)

平成27年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

取下げ申請者

㊞

私は、富山県職員等退職手当支給条例第9条の3第3項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	平成27年4月8日から 平成27年6月30日まで		
退職すべき期日 又は期間	平成28年3月31日		
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注) 3欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	